

第一小学校において行われた児童への不適切な指導に係る調査報告書（概要）

第1 調査の概要

1 はじめに

本報告書は、鏡石町立鏡石第一小学校（以下「学校」という。）において行われた児童への不適切な指導（以下「本件」という。）に関して定められた、「第一小学校において行われた児童への不適切な指導に係る第三者委員会設置要綱第1条」に基づき、鏡石町教育委員会（以下、「教育委員会」という。）から委嘱を受けた第三者委員会（以下、「当委員会」という。）が、児童への不適切指導の再発防止を目的に調査、検証、提言を行った報告である。

2 委員（◎：委員長 ○：副委員長）

◎臨床心理士	佐藤 瞳子
○弁護士	穂積 幸子
弁護士	熊坂 奈緒美
学識経験者	千葉 養伍
人権擁護委員	深澤 慶一
社会福祉士	三浦 由美

3 会議

平成29年9月15日から平成30年4月17日まで 計11回開催

第2 調査結果

1 本件の調査状況

- (1) 学校は、平成29年5月16日、平成27年度の1年生であった児童の保護者から、平成27年4月から平成28年7月までに当時の担任であった講師から受けた指導について訴えを受けて、関係者から事情を聴取するなどして調査を実施した。
- (2) 学校が行った事情聴取の対象は、当該クラス（以下、「旧クラス」という。）児童全員、その保護者、学校の職員、本件当時に学校に在籍していた職員、不適切指導をしたとされる講師（以下、「前講師」という。）であった。旧クラス児童には、個別の聞き取りとグループによる聞き取りと書面でアンケートを行った。旧クラス児童の保護者に対しては、書面によるアンケートを行った。
- (3) 当委員会は、学校及び教育委員会から提出された学級経営誌、給食日誌、保健日誌等の資料及び上記(2)の資料全てを精査した。そのほかに、旧クラス児童の保護者から提出されたSDカードのデータも調査対象とした。
学校が行った前講師からの聞き取りだけでは、不明な点があったことから、当委員会は直接前講師から聞き取りを行った。

旧クラス児童は学校からの調査で3回本件について答えており、さらなる聞き取りは児童への負担が増すことを考慮し、当委員会は、児童に対する聴き取りは行わなかった。

2 当委員会が認定する事実

(1) 給食の際の指導

前日以前の給食の残菜が教室に残ったこと、前講師がその残菜を子どもの前に出したこと、その際に前講師が「もったいないね」と声かけをしたこと、残菜を食べた児童がいることは事実として認められる。これらの前講師の行為は1回だけではなく、複数回あった。

残菜は牛乳、パン、食器に残ったおかずであった。

(2) 給食以外の指導

前講師の指導の中で、児童の腕をつかんだこと、前講師が持っていたお盆が児童と接触したこと、児童を廊下に立たせたこと、図工の工作を授業時間経過後も行わせたことはあった。

第3 本件の検証

1 不適切な指導の有無について

(1) 給食の際の指導について

前講師が、当日の給食の残菜を教室に残したことは、学校給食衛生管理基準に反しており、明らかに不適切な指導である。

前講師は、前日片付けられなかつた牛乳パックや食器を片付けてもらうつもりで「もったいないよね」と声かけしたと述べているが、それを聞いた児童が「(残菜を)食べなさい」と言われていると感じるかもしれないことに思い至っていないこと、児童が残菜を食べずに処分したかどうかを確認していなかつたことも、児童に対する配慮を欠く不適切な指導である。

(2) 給食以外の指導について

前講師が児童の腕をつかんだこと、前講師が持っていたお盆が児童と接触したこと、児童を廊下に立たせたこと、図工の工作を授業時間経過後も行わせたことについて、児童たちは「腕をつかまれた」「お盆で突かれた」「廊下に立たされた」「課題を終わるまで給食を食べさせてもらえなかつた」と受け止めている。

これらの指導は具体的にどのような状況下で行われたか不明であり、適切か不適切かは、その場の状況に依存するところが大きい。したがって、当委員会として認定したこれらの事実について不適切な指導であったか否かを判断するのは困難であった。

2 不適切な指導が行われることになった原因

(1) 前講師側の問題

前講師の聞き取り調査から、①給食を残さず食べさせる、食器を片付けさせることを重視するあまり、片付けるべき時間を経過したこと、②片付ける時間が経過した後の食器や残菜の処理方法を他の教師に尋ねるということに思い至らなかったこと、③児童の心情に対する配慮が足りず、児童とのコミュニケーションが不足していたことが明らかになった。

前講師が、指導の優先順位を判断できなかつたこと、問題対処方法について他者に仰ぐということに思い至らなかつたこと、自身の指導を児童がどのように受け止めるかということに思い至らなかつたことは重大な問題である。

このような前講師側の問題が本件の不適切指導の主たる原因となった。

(2) 講師への研修

平成27年4月1日から、前講師は、講師として採用され、初めて担任としてクラスを受け持つた。

新規に採用される正規の職員とは異なり、講師は研修期間がほとんどない。旧クラスの教室内に、1年生の1学期までは、支援員がいたが、支援員が外れたその後は他の職員が関与しない体制であった。

このような講師への研修及び支援の体制も本件不適切指導の原因の一つとなった。

3 本件当時の学校の対応について

前講師に対して、給食委員会、同学年の他の担任の指導や配慮等がなかつたわけではない。同僚や教頭等は、前講師からの相談に乗っていた。

ただ、今回の事案である給食の残菜については前講師からの相談はなく、また、職員全員に、「前日の給食を食べさせるということなどあり得ない。」という思い込みがあった。その結果、食器が教室に保管されていたこと、前日以前の食材が食缶に戻されていたこと等を見逃してしまった。

4 本件発覚後の学校及び教育委員会の対応について

(1) 本件発覚から第三者委員会設置まで

第三者委員会が設置されるまでに、保護者らと学校及び教育委員会とのやりとりが数回行われた。このやりとりの経過の中で、報道機関に本件の情報が提供され、報道機関からの取材に対して学校が対応し、その結果が報道された。

(2) 校長の対応

校長は、「本件について来校した保護者に対し、真摯に話を聞いているが、保護者の要望に対して「わかりました。」と回答し、保護者にすべての要望が聞き入れられると捉えられてしまいかねない言い方をした。

(3) 前講師の勤務継続

前講師が、初めの聞き取り調査で不適切指導をしていたことを否定していたため、学校側は平成29年度1年生の担任として継続勤務させていた。このことが、さらなる保護者の反発を招いた。

前講師は、保護者に直接説明をしていない。学校側は、できる限り直接前講師から話をさせたい旨保護者に伝えていたが、結局そのような機会は作られることなく任用期間が終了し、前講師は退職した。

保護者からすれば、前講師から何も聞けないまま、連絡が断たれた状態となり、これは学校の不誠実な対応と受け止められた。

(4) 報道機関への対応と保護者への連絡

学校及び教育委員会は、平成29年6月16日以降、複数回報道機関から取材の申し込みを受けその対応に追われることになった。第三者委員会の設置について協議し始めた時期と報道機関への対応に追われている時期が同じころであり、学校は詳細な進捗状況を保護者に報告できていなかった。

学校及び教育委員会が報道機関からの取材に応じ、その内容が報道されることにより、保護者は、学校及び教育委員会から直接聞いていたことと異なると感じた。

(5) 報告の断絶

保護者は、事実確認も求めていたが、児童の心のケアを一番に要望していた。

そこで、保護者は、学校側と話し合ってどのような方策がとれるか模索したいと要望したが、学校側の回答は「第三者委員会の調査を待ってから。」であった。その結果、保護者は、上記の報道内容で感じたことと合わせて、学校及び教育委員会に対して不信感を抱くようになった。

学校及び教育委員会は、PTAとの連携を取るなどして、騒動の渦中に巻き込まれた児童に対する配慮の姿勢を示す必要があった。

5 本件が現在の児童に及ぼしている影響について

本件不適切指導が児童に何らかの影響を及ぼしている可能性は否定できない。被った影響の度合いは個々の児童によって個別性が大きい。

具体的にどのような影響があったかについて、当委員会に提出された資料からは特定するに至らなかった。

児童に対しておこなわれたカウンセリングが児童にどのような効果を及ぼしたかについて、学校及び教育委員会の資料にはカウンセリング効果に言及する部分がなく、当委員会の調査では具体的に認定するには至らなかった。

第4 提言

1 不適切指導が行われる可能性を排除すること

学校の職員全員が、学校給食衛生管理基準やその他のマニュアルを周知徹底し、残品は全てその日のうちに処分し、翌日に繰り越して使用しないということを共通認識とすべきである。

通常行っていた給食委員会や学年の会議だけでなく、学校の全職員が、教室を一人の教諭と児童だけにしない方法を模索し、新任の講師については、正職員と同等の

充実した研修を行う仕組みを構築すべきである。

学校内の職員だけでなくスクールソーシャルワーカー等の学校外の第三者を活用し、学級運営を開かれたものにする必要がある。

2 重大な問題が発生した場合の対応

学校が、保護者からの訴えや要望を真摯に聞き取ることは重要である。問題が発生した後は、連絡担当者（窓口）を決定し、保護者、教育委員会及び報道機関等すべてに対して連絡担当者が対応すべきである。

第三者の調査機関等が立ち上がったとしても、学校及び教育委員会は保護者に情報提供を行い、保護者との連携を密にすべきである。

3 今後について

今後、学校及び教育委員会は、児童の心のケア、保護者との信頼関係の再構築に取り組むべきであり、当事者が直接説明する機会を設ける等の努力を行っていくべきである。

学校及び教育委員会が、本件発覚後に行なった給食時の職員の巡回等の改善策は評価する。今後も継続すべきである。

児童に行われたカウンセリングの効果について検証すべきである。

再発防止のために、学校及び教育委員会は、保護者ならびに地域の方々とともに、定期的に会合を持ち、児童の現状についての認識を共有し、その都度どのような対策を取り得るのか協議すべきである。

以上